

## 熊本市・植木町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開とする。

2 会長、副会長及び委員は、会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。

2 副会長及び委員（以下これらを「委員等」という。）は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議において発言しようとする委員等は、議長の許可を得た上で、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めるものとする。ただし、意見が分かれた場合において、全会一致が困難であるときは、出席委員等の4分の3以上の多数により決するものとする。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員等は、会議において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録の調製)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議資料は、公開する。

(傍聴人)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、一般傍聴人受付簿(様式第1号)又は報道関係者受付簿(様式第2号)に所定の事項を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(2) ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(3) 拡声器、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 前項に掲げる者のほか、児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しないこと。

(2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 張り紙を行い、旗又は垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、協議会の事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 議長は、傍聴人が前3条の規定に違反したときは、これを制止するとともに、

命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。



